お亡くなりになられた後の手続きについて

- ※ 各手続きのために来庁する場合は、手続きされる方の本人確認書類が必要です。
- ※ 亡くなられた方が明石市民でない場合は、住所地の各担当課へお問い合わせください。

【略語について】

総合窓口:あかし総合窓口センター:各市民センター

SC :各サービスコーナー

○ ・・・ 手続きが必要です。△ ・・・ 市より通知がきます。☆ ・・・ お問合せが必要です。

①世帯主が亡くなられた場合、新しい世帯主には、世帯の中で一番近しい方を選んでおります。別の方に世帯主を変更される場合は、届出が必要です。 (明石市役所、総合窓口、センター、SCで手続可)

- ②外国人の方は、在留カード又は特別永住者証明書を出入国在留管理局 に返却が必要です。(送付先:〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階 東京出入国在留管理局おだいば分室)
- ③印鑑登録証をお持ちの方は返却又は、各自で処分してください。
- ④マイナンバーカードは、相続等諸手続に必要な場合があります。手続 完了後は、各自で処分してください。

※担当窓口:市民課 ☎078-918-5019(市役所2階3番窓口)

□ア 後期高齢者医療被保険者証をもっていた方(明石市役所、総合窓口、センターで手続可能)

●担当窓口:長寿医療課(市役所2階9番窓口) ☎078-918-5165

<葬祭費の請求>

【手続者】喪主【持ち物】保険証(亡くなられた方)、葬祭費は喪主の口座に振り込まれます。(喪主の本人確認書類、喪主であることを証明する書類(会葬礼状等。無い場合は喪主が記入した葬祭費申立書)、喪主の口座番号がわかるもの(預金通帳など)※代理人が申請・受領する場合は喪主の委任状と喪主の本人確認書類(コピー)、代理人の本人確認書類必要。)

◎後期高齢者医療被保険者証、各種認定証をお返しください。

☆保険料の納付相談、高額療養費の支給等振込口座及び送付先の変更は担当窓口まで。

□イ 国民健康保険証をもっていた方(明石市役所、総合窓口、センターで手続可能)

●担当窓口:国民健康保険課(市役所2階II·I2番窓口) **☎**078-918-5022

◎葬祭費の請求



【手続者】喪主

【持ち物】亡くなった方の保険証、喪主がわかる書類(会葬礼状等)、口座番号がわかるもの(預金通帳など) 手続者 の本人確認書類※喪主以外は委任状要

◎亡くなった方が世帯主の場合、 保険証の世帯主変更が必要



【手続者】世帯員、喪主 【持ち物】世帯員の保険証

△死亡届を受付した月の翌月中旬に国民健康保険料変更通知書を送付します。

△高額な医療費を支払った方 ⇒ 該当する場合は、高額療養費等の支給申請書を送付します。

☆保険料の納付相談、口座振替、書類送付先の変更は担当窓口までお問合せください。

□ウ 介護保険被保険者証をもっていた方 (明石市役所、総合窓口、センターで手続可能)

●担当窓口:高齢者総合支援室(介護保険担当)(市役所2階8番窓口) ☎078-918-5091

◎介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証をお返しください。(郵送可)

△介護保険料の還付がある場合 ⇒ 還付通知を送付します。

△高額介護サービス費の償還払いが発生し、振込不能となった際は、振込先の変更用紙を送付します。

☆介護保険関係書類送付先の変更があれば、届出が必要となります。介護保険担当へご相談ください。

□工 障害者手帳をもっていた方 (明石市役所で手続可能)

- ●担当窓口:障害福祉課(市役所1階) ☎078-918-1344
 - ◎身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳及び各種受給者証、優待乗車券(期限内)をお返しください。(総合窓口、郵送可)
 - ☆兵庫県扶養共済制度、特別障害者手当等の対象者、重度障害者医療費助成償還金の振込先口座の変更がある場合、担当窓口へお問合せください。

□オ 石ケ谷墓園のお墓の名義人であった方 (明石市役所で手続可能)

◎名義人の変更をしてください。



【手続者】承継者(新使用者)※代理可能 【持ち物】承継者の住民票(本籍記載のもの)、承継者と被承 継者の続柄のわかる戸籍謄本等、使用許可証書換 え手数料250円

□力 市営住宅に入居されていた方(明石市役所で手続可能)

●担当窓口:住宅課(市役所7階) ☎078-918-5044

◎住宅課への届出が必要です。



【手続者】親族の方(配偶者、子、父母等)

☆必要な書類は住宅課にてお渡しします。

ロキ 上下水道の名義人の方

◎名義人の変更または閉栓の手続き



(65歳以上の一人暮らしの方で、一定の要件を 満たす方については、水道料金の減免が可能です)

【手続者】遺族等(同居人、死亡手続来庁者等) お電話でのお申込み 2078-915-0270

●明石市水道料金お客様センター(分庁舎2階)

毎日営業中:1月1日~3日除く

受付時間:午前8時55分~午後5時40分

□ク その他の手続

年金に関する手続きは、明石年金事務所にお問合せください。 (1)年金について

●明石年金事務所(明石市鷹匠町12番12号) ☎078-912-4983

(2) 農地を相続される方 農業委員会への届出が必要

●担当窓口:明石市農業委員会事務局(市役所西庁舎2階) ☎078-918-5063

(3) 犬を飼われていた方 | 犬の所在地の市町村に所有者(飼い主)変更届が必要

●担当窓口:あかし動物センター ☎078-918-5797 大久保町大窪 2747-1

(4)シニアいきいきパスポート、敬老優待乗車券等

返却してください。(来庁困難時は自宅廃棄可)

●担当窓口:高齢者総合支援室(高年福祉担当)(市役所2階8番窓口) ☎078-918-5166

(5) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子家 庭等医療費

亡くなられた方が受給者の場合、変更申請必要

(6) 母子父子寡婦福祉金貸付金を借受中又は償還中の方 | 担当窓口へご相談ください。

●担当窓口:児童福祉課(市役所議会棟1階3番窓口)(5)☎078-918-5027(6)☎078-918-5182

(7)特定医療費(小児慢性・指定難病)受給者証をお持ちの方 │ 受給者証をお返しください。

●返却窓口:健康推進課(あかし保健所3階) **☎**078-918-5657 **大久保町ゆりのき通 | 丁目 4-7**

※新聞(おくやみ欄)への掲載について (広報課器078-918-5001、市民課戸籍係器078-918-5079) 亡くなられた方が明石市に住民登録をしており、新聞掲載を希望する場合は、申込用紙を記入し、市民課(市役所 2階5番窓口)又は総合窓口、センター、SC に提出してください。



